

職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第12号

職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年岩手県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岩手県条例第13号。以下「条例」という。）第7条、第8条、第10条及び第12条の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)</p> <p>第4条 [略]</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岩手県条例第13号。以下「条例」という。）<u>第6条、</u>第7条、第8条、第10条及び第12条の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</u></p> <p>第4条の2 <u>条例第6条第2項の人事委員会規則で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における条例第5条に規定する配偶者の条例第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。</u></p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。